

野田市営住宅の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 6 号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 9 年野田市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 1 1 条）

団地名		利便性係数
野田市営鶴奉団地	風呂桶、風呂釜及び冷暖房付住宅	0. 8 0
	風呂桶及び風呂釜付住宅	0. 7 1
	その他の住宅	0. 7 0
野田市営宮崎団地	風呂桶、風呂釜及び冷暖房付住宅	0. 9 5
	その他の住宅	0. 8 5
野田市営七光台団地	風呂桶、風呂釜及び冷暖房付住宅	0. 8 8
	その他の住宅	0. 7 8
野田市営大和田団地	風呂桶、風呂釜及び冷暖房付住宅	0. 8 7
	その他の住宅	0. 7 7
野田市営西大和田第 1 団地	風呂桶、風呂釜及び冷暖房付住宅	0. 8 9
	その他の住宅	0. 7 9
野田市営西大和田第 2 団地	風呂桶、風呂釜及び冷暖房付住宅	0. 8 7
	その他の住宅	0. 7 7
野田市営西大和田第 3 団地	風呂桶、風呂釜及び冷暖房付住宅	0. 8 7
	その他の住宅	0. 7 7
野田市営上花輪団地	風呂桶、風呂釜及び冷暖房付住宅	0. 8 5
	その他の住宅	0. 7 5
野田市営七光台中央団地	風呂桶、風呂釜及び冷暖房付住宅	0. 8 3
	その他の住宅	0. 7 3
野田市営宮崎西団地	風呂桶、風呂釜及び冷暖房付住宅	0. 9 5
	風呂桶及び風呂釜付住宅	0. 8 6
	その他の住宅	0. 8 5

附 則

この規則は、公布の日から施行する。